平成２３年（フ）第４２３号
愛媛県東温市野田１丁目10番地20
破産者　西村　　卓
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２４号
愛媛県東温市野田１丁目10番地20
破産者　西村　幾代
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
札幌市北区新琴似８条１丁目１番29号　麻生サニーハイツ401号
破産者　藤田　正春
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９７号
川崎市中原区今井上町211番地　ボン・シャンセ武蔵小杉401
破産者　中西　早苗（旧姓朝比奈）
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７９６号
名古屋市名東区平和が丘４丁目18番地
破産者　小野　　舜
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８８号
名古屋市守山区大字下志段味字池段寺933番地の２　フォレスタヴェルデ107号、開始決定時の住所愛知県春日井市岩成台４丁目１番地30
破産者　品川　郁夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６１号
愛知県小牧市小牧５丁目２番地　パナハイツ山東203号
破産者　池野　一夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５３７号
名古屋市北区上飯田東町４丁目68番地の３市営上飯田東荘107号
破産者　山口　新一
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５３号
神戸市長田区若松町３丁目２番15―602号、開始決定時の住所神戸市長田区若松町４丁目２番15―2102号
破産者　吉田　洋子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市玉島２丁目９番39号
破産者　川相　由夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
岡山県倉敷市玉島２丁目９番39号
破産者　川相　　勇
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９１６号
北九州市戸畑区三六町12番14号
破産者　吉田　修將
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０５号
佐賀県小城市三日月町金田1304番地20
破産者　古野美保子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦142番地　山口ハイツ204号
破産者　渡邉　幸治
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
熊本市北区高平３丁目44番27―309号
破産者　山下　公一
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
北海道美唄市東６条南３丁目１番５－４号
破産者　中井　信矢
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１７号
北海道北広島市大曲中央２丁目３番地１　フロンティアプラザ大曲311号、開始決定時の住所北海道岩見沢市八条西20丁目１番地１８条西グランドハイツⅡ112号
破産者　山本　　学
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部